

議案第92号

和解について

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の本市が買戻権を行使した土地に係る土地明渡等請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解について

次のように訴訟上の和解をする。

1 事件番号及び事件名

福岡地方裁判所平成29年（ワ）第2887号

土地明渡等請求事件

2 和解の相手方

東京都港区愛宕二丁目5番1号

パラカ株式会社

3 和解条項

- (1) 本市及び相手方は、相手方が、平成29年11月30日、訴外百道浜プロパティ特定目的会社に対し、別紙物件目録1記載の土地を明け渡したこと並びに本和解日現在、同土地及び別紙物件目録2記載の残置物について何らの権原を有しないことを確認する。
- (2) 本市及び相手方は、本和解条項を含む本件訴訟に係る情報について、法令で定める場合又は本市及び相手方が書面により事前に同意した場合を除き、手段を問わず、第三者に提供し、又は公表してはならない。
- (3) 本市は、その余の請求権を放棄する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

- (5) 本市及び相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 事件の概要

- (1) 相手方に対する訴えの提起に至る経緯については、平成29年議案第168号の「3 事件の概要」を引用する。
- (2) 平成29年9月7日、本市は、福岡地方裁判所に対し、相手方を被告として、本件土地上の残置物を撤去し本件土地を明け渡すことを求める訴えなどを提起していたが、平成31年1月28日、同裁判所から和解勧告があった。
- (3) 本市としては、本市と訴外百道浜プロパティ特定目的会社との間における訴訟が和解により解決する場合、相手方に対して、本件訴訟を継続する必要性がなくなることを勘案して、当該和解勧告に応じるものである。

別紙

物件目録

1 土地

福岡市早良区百道浜二丁目902番23

雑種地 3,968平方メートル

2 残置物

上記1記載の土地の敷地内に存在する駐車場附帯設備一式（コンクリート製の土台を含む。）、自動販売機、看板、ガードレール、照明塔、アスファルト舗装その他の残置物一切